

① スtockマネジメント実施の基本方針

飯綱町では、平成 6 年に飯綱町特定環境保全公共下水道事業に着手して、平成 11 年に供用開始をし、令和 7 年現在で 26 年を経過している。また、飯綱町では、長野県住宅供給公社による福井団地の住宅地造成事業に伴い整備された管きょ及び処理場などの下水道施設について、昭和 56 年に供用開始され、その後、飯綱町に移管譲渡となり、平成 24 年に処理場を財産処分して飯綱町特定環境保全公共下水道に統合し、令和 7 年現在で 44 年を経過している。飯綱町には、クリーン飯綱（処理方式：オキシデーション法）があり、主要な設備は管きょ、水処理及び汚泥処理施設である。

クリーン飯綱の処理区である飯綱処理区は三水及び牟礼地区により構成され、飯綱処理区の下水道は全量が終末処理場であるクリーン飯綱において処理されており、住民の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に大きく寄与している。

ストックマネジメントの実施にあたっては、下水道施設のリスク評価を踏まえ、施設管理の目標（アウトカム、アウトプット）及び長期的な改築事業のシナリオを設定し、点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定することとする。

また、これらの計画を実施し、結果を評価、見直しを行うとともに、施設情報を蓄積し、ストックマネジメントの精度向上を図っていく。

【状態監視保全】…

機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とする。

※状態監視保全とは、施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法をいう。

【時間計画保全】…

機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。

※時間計画保全とは、施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う管理方法をいう。

【事後保全】…

機能上、特に重要でない施設を対象とする。

※事後保全とは、施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法をいう。

備考）ストックマネジメントの実施にあたっての、施設の管理区分の設定方針を記載する。

② 施設の管理区分の設定

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
管きょ、マンホール	1 回／5 年の頻度で点検を実施。 点検で異状の可能性がある場合には TV カメラ等の調査を実施	緊急度Ⅰ・Ⅱのものを修繕・改修対象とする。	主要な管渠のうち腐食のおそれ大きい箇所
管きょ、マンホール	1 回／5～15 年の頻度で点検を実施。点検で異状を確認した場合には、調査を検討	緊急度Ⅰ・Ⅱのものを修繕・改修対象とする。	上記以外

【処理場・ポンプ場】 ※貯留施設を含む

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
沈殿池設備	1 回／5 年の頻度で調査を実施	健全度 1～3 と評価されたものを修繕・改築対象とする。	
ポンプ設備	1 回／5 年の頻度で調査を実施	健全度 1～3 と評価されたものを修繕・改築対象とする。	
水処理設備	1 回／5 年の頻度で調査を実施	健全度 1～3 と評価されたものを修繕・改築対象とする。	
汚泥処理設備	1 回／5 年の頻度で調査を実施	健全度 1～3 と評価されたものを修繕・改築対象とする。	
脱臭設備	1 回／5 年の頻度で調査を実施	健全度 1～3 と評価されたものを修繕・改築対象とする。	
内部防食	1 回／10 年の頻度で調査を実施	健全度 1～3 と評価されたものを修繕・改築対象とする。	
外装、屋根防食、建具	1 回／10 年の頻度で調査を実施	健全度 1～3 と評価されたものを修繕・改築対象とする。	
躯体	供用開始後 30 年以上経過した施設について、概ね 1 回／10 年の頻度で一時調査を実施し、健全度 3 以下となった部位について二次調査を実施	健全度 1～3 と評価されたものを修繕・改築対象とする。	

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
取付管	標準耐用年数程度	
マンホール蓋	標準耐用年数程度	

【処理場・ポンプ場】 ※貯留施設を含む

施設名称	目標耐用年数	備考
電気設備	標準耐用年数程度	管理棟
受変電設備	標準耐用年数程度	
制御電源及び計装用電源設備	標準耐用年数程度	
負荷設備	標準耐用年数程度	
計測設備	標準耐用年数程度	
監視制御設備	標準耐用年数程度	
消火災害防止設備	標準耐用年数程度	

備考) 施設名称を「下水道施設の改築について（令和4年4月1日 国水事第67号 下水道事業課長通知）」の別表に基づき記載する場合にあっては、大分類、中分類、小分類のいずれかで記載しても良い。

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管きょ施設】…

管きょ

—

【汚水・雨水ポンプ施設】…

ポンプ本体

—

【水処理施設】…

送風機本体もしくは
機械式エアレーション装置

—

【汚泥処理施設】…

汚泥脱水機

—

③ 改築実施計画

1) 計画期間

令和7年度 ～ 令和11年度

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排水区の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	布設年度	供用年数	対象数量	概算費用 (百万円)	備考
飯綱処区	汚水	管きよ 取付管 マンホール	S55	44	170m	40	⑧浸水
飯綱処理区	汚水	マンホール蓋	S55	44	200 箇所	100	①腐食
合計						140	

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設を含む

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ポンプ場等の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	概算費用 (百万円)	備考
クリーン飯綱	汚水	電気設備	H10	27	照明器具	10	
クリーン飯綱	汚水	受変電設備	H10	27	300A	1	
クリーン飯綱	汚水	制御電源及び計装用電源設備	H21	16	3kVA	1	
クリーン飯綱	汚水	制御電源及び計装用電源設備	H23	14	3kVA	1	
クリーン飯綱	汚水	負荷設備	H10	27	3 面構成	27	
クリーン飯綱	汚水	負荷設備	H11	26	3 面構成	20	
クリーン飯綱	汚水	負荷設備	H10	27	W600×H2300×D550	20	
クリーン飯綱	汚水	負荷設備	H14	23	W800×H2300×D800	20	
クリーン飯綱	汚水	計測設備	H10	27	100A_0-100m3/h	2	
クリーン飯綱	汚水	計測設備	H11	26	75A_0-10m3/h	1	
クリーン飯綱	汚水	監視制御設備	H10	27	1 面構成 W800×H2300×D800	14	
クリーン飯綱	汚水	監視制御設備	H10	27	2 面構成 W800×H2300×D550	27	
クリーン飯綱	汚水	監視制御設備	H11	26	1 面構成 W800×H2300×D550	14	
クリーン飯綱	汚水	監視制御設備	H10	27	W800×H2300×D800	53	
クリーン飯綱	汚水	監視制御設備	H10	27	CRT 操作卓	10	
クリーン飯綱	汚水	監視制御設備	H10	27	LBP-740	10	
クリーン飯綱	汚水	消火災害防止設備	H10	27		4	
合計						235	

備考 1) 改築を実施する施設のうち、② 1) において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。

備考 2) 対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について（令和 4 年 4 月 1 日 国水下事第 67 号 下水道事業課長通知）」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。

備考 3) 「下水道施設の改築について（令和 4 年 4 月 1 日 国水下事第 67 号 下水道事業課長通知）」別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号及び概要を記載する。

- ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定し得ない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
- ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
- ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合
- ④ 高温焼却の新たな導入等により下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素 (N₂O) 排出量を削減する場合
- ⑤ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に規定する「地方公共団体実行計画」に位置づけられ、当該計画の目標達成のために施設機能を向上させる必要がある場合
- ⑥ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑦ 下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑧ 浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑨ 下水道施設の耐水化を行う場合
- ⑩ 樋門等の自動化・無動力化・遠隔化を行う場合
- ⑪ マンホール蓋浮上防止対策を行う場合
- ⑫ 合流式下水道を改善する場合

備考 4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において、効率的な手法等を検討すること。

④ スtockマネジメントの導入によるコスト縮減効果

概ねのコスト縮減額	試算の対象時期
約 51 百万円/年	概ね 50 年

備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト縮減額を記載する。